



島根県報

平成29年3月24日（金）

第2,888号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|-------------------------------|----------|---|
| 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出 | （障がい福祉課） | 2 |
| 保安林予定森林（2件） | （森林整備課） | 2 |
| 解除予定保安林（2件） | （　　"　　） | 3 |
| 指定施業要件の変更予定保安林 | （　　"　　） | 3 |
| 都市計画事業変更の認可（5件） | （下水道推進課） | 4 |
| 島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 | （建築住宅課） | 6 |

【公 告】

| | | |
|----------------|---------|---|
| 液化石油ガス販売事業者の認定 | （消防総務課） | 8 |
| 土地立入りの許可 | （用地対策課） | 8 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|--------|---|
| 自動車保管場所証明電子化システムA P環境構築及び保守業務委託契約に係る一般競争入札の実施 | （警察本部） | 9 |
|---|--------|---|

【雑 報】

| | | |
|-----------------------------|---------|----|
| 公営住宅法の規定による県営住宅及び共同施設の管理の実施 | （建築住宅課） | 11 |
|-----------------------------|---------|----|

告 示**島根県告示第127号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成29年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉法人はびねす福祉会 | 障がい児デイサービスセンター あゆみの里 | 益田市横田町2087-1 | 平成29年 3月31日 |

2 放課後等デイサービス

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|----------------|---------------|-------------|
| 合同会社エスポワール | あおぞら児童クラブえすぱす | 松江市西川津町2663-6 | 平成29年 3月31日 |
| 合同会社エスポワール | あおぞら児童クラブえすぱす2 | 松江市西川津町2663-6 | 平成29年 3月31日 |

島根県告示第128号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町篠淵40、484、491-2、492から497まで、1786、1787

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第129号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町戸河内2188-1、2188-2、2270-1、2270-2
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第130号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷838-58
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第131号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市湖陵町畑村973-5から973-7まで、974-1、974-7、974-12、974-13、974-15、974-17、974-26、974-28、974-30、974-32から974-35まで、湖陵町三部1498-16、1498-18、1498-20から1498-22まで、1498-51、1498-52
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第132号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝口善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

益田市美都町板井川1136、1455-2、1455-5、1456、1456-1、1459から1461まで、1461-1、1462、1462-1、1463-1から1463-3まで、1530、1531

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝口善兵衛

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年7月12日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島根県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業
松江市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年 3 月16日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
益田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
益田都市計画下水道事業
益田市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年 9 月22日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成16年島根県告示第938号、平成17年島根県告示第1,194号、平成18年島根県告示第948号、平成20年島根県告示第144号、平成23年島根県告示第232号及び平成25年島根県告示第379号の事業地に、益田市栄町及び赤城町を追加する。

島根県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
-

安来市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第858号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、平成12年島根県告示第604号、平成15年島根県告示第12号、平成21年島根県告示第168号、平成21年島根県告示第767号、平成23年島根県告示第565号及び平成26年島根県告示第380号の事業地に、安来市飯島町字横屋、同町字毛津田、安来町字八反及び切川町字善徳を加える。

島根県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

隠岐の島町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画下水道事業

西郷公共下水道

3 事業施行期間

平成16年11月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成27年島根県告示第219号の事業地に、隠岐の島町港町天神原を加える。

島根県告示第138号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成26年島根県告示第115号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表松江市の項中

| | |
|-------|--------|
| 古志原団地 | 1,836円 |
|-------|--------|

 を
」

「

| | |
|-------|--------|
| 古志原団地 | 1,620円 |
|-------|--------|

 に、
」

「

| | |
|-------|-------------|
| 湍北台団地 | － (648円) |
|-------|-------------|

 を
」

「

| | |
|-------|-------------|
| 湍北台団地 | － (540円) |
|-------|-------------|

 に、
」

「

| | |
|--------|--------|
| 比津が丘団地 | 1,836円 |
|--------|--------|

 を
」

「

| | |
|--------|--------|
| 比津が丘団地 | 1,620円 |
|--------|--------|

 に、
」

「

| | |
|---------|--------|
| 第二湍北台団地 | 1,728円 |
|---------|--------|

 を
」

「

| | |
|---------|--------|
| 第二湍北台団地 | 1,512円 |
|---------|--------|

 に改め、表浜田市の項中
」

「

| | |
|------|--------|
| 黒川団地 | 1,620円 |
|------|--------|

 を
」

「

| | |
|------|--------|
| 黒川団地 | 1,404円 |
|------|--------|

 に、
」

「

| | |
|------|--------|
| 片庭団地 | 2,160円 |
|------|--------|

 を
」

「

| | |
|------|--------|
| 片庭団地 | 1,944円 |
|------|--------|

 に改め、表益田市の項中
」

「

| | |
|------|--------|
| 沖田団地 | 1,836円 |
|------|--------|

 を
」

| | | |
|-------|--------|-------------|
| 沖田団地 | 1,620円 | に、 |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 高角団地 | 1,512円 | を |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 高角団地 | 1,296円 | に、 |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 吉田南団地 | 1,728円 | を |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 吉田南団地 | 1,512円 | に、 |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 吉田団地 | 1,944円 | を |
| 仙道団地 | 1,080円 | |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 吉田団地 | 1,728円 | に改め、表安来市の項中 |
| 仙道団地 | 1,188円 | |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 和田団地 | 1,620円 | を |
| 」 | | |
| 「 | | |
| 和田団地 | 1,404円 | に改める。 |
| 」 | | |

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公告する。

平成29年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所又は所在地 | 認定年月日 |
|------------|--------|-----------------|------------|
| イワタニ島根株式会社 | 小林 実 | 大田市長久町長久口253番地1 | 平成29年3月10日 |

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第4項の規定によ

り次のとおり公告する。

平成29年 3 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧送電線路 知井宮連絡線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
出雲市佐田町須佐地内
出雲市佐田町反邊地内
出雲市佐田町大呂地内
出雲市佐田町原田地内
雲南市掛合町波多地内
- 4 立ち入ろうとする期間
平成29年 4 月 3 日から同年12月28日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 3 月24日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 入札の件名
自動車保管場所証明電子化システムA P環境構築及び保守業務委託契約
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
 - ア A P環境構築業務委託期間
契約の日から平成30年 1 月31日まで
 - イ A P保守業務委託期間
平成30年 2 月 1 日から平成33年 1 月31日まで
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成31年 9 月まで）及び10パーセント（平成31年10月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年 9 月まで）及び110分の100（平成31年10月から）に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 過去10年以内に都道府県自治体において、同種・同規模以上のシステムを構築した実績を有する者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成29年4月11日(火)正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び所定の提出資料を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2241、2242
- (2) 入札説明会
行わない。
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法
平成29年3月24日(金)から同年4月10日(月)までの間、(1)の場所において交付する(交付期間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。)
なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。
- (4) 入札書の提出期限
平成29年4月20日(木)午後2時(郵送による入札にあっては、正午までに到着していること。)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年4月20日(木) 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室
ウ 開札 即時開札
- (6) その他
ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

5 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札保証金

A P環境構築費用に係る金額と保守委託に係る金額を36月で除し、12を乗じて得た額の合計額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 契約保証金

A P 環境構築費用に係る金額と保守委託に係る金額を36月で除し、12を乗じて得た額の合計額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : Automotive storage location certification Electronic system Application environment construction and maintenance consignment contract.

(2) Bid tendering Date : April 20, 2017, 2:00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on April 20, 2017)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、島根県に代わって県営住宅又は共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年3月24日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 島根県に代わって管理を行う県営住宅又は共同施設の名称

県営住宅及びその共同施設

3 島根県に代わって行う県営住宅又は共同施設の管理の内容

(1) 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

| 条 項 | 事 務 の 内 容 |
|--------|-----------------|
| 第4条第1項 | 入居者の公募の方法に関する事務 |
| 第5条 | 公募の例外に関する事務 |

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 第6条第3項及び第4項 | 入居資格の調査に関する事務 |
| 第7条 | 入居の申込み及び決定に関する事務 |
| 第8条 | 入居者の選考に関する事務 |
| 第9条 | 入居補欠者決定に関する事務 |
| 第10条 | 入居の手續に関する事務 |
| 第11条 | 入居の承継に関する事務 |
| 第16条 | 県営住宅等の修繕及び修繕費用の負担に関する事務 |
| 第20条 | 県営住宅の他用途への併用の承認に関する事務 |
| 第21条 | 県営住宅の模様替（増築）の承認に関する事務 |
| 第21条の3 | 県営住宅の使用中断の届出の受理に関する事務 |
| 第22条 | 県営住宅の同居の承認に関する事務 |
| 第24条第1項 | 県営住宅の入居期間の通算に関する事務 |
| 第29条 | 県営住宅の立退手續に関する事務 |
| 第30条 | 県営住宅の明渡請求に関する事務 |
| 第31条 | 収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務 |
| 第32条第1項から第3項まで | 高額所得者に対する明渡請求に関する事務 |
| 第47条 | 県営住宅の入居者駐車場の使用許可に関する事務 |
| 第49条 | 県営住宅の入居者駐車場の使用の申込み及び許可等に関する事務 |
| 第51条第1項、第3項及び第4項 | 県営住宅の入居者駐車場の許可の取消しに関する事務 |
| 第64条第2項 | 県営住宅の入居者駐車場の禁止行為に対する措置に関する事務 |
| 第67条 | 県営住宅連絡員に関する事務 |

- (2) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の納付指導に関する業務
- (4) 県営住宅駐車場管理組合に関する業務

4 島根県に代わって県営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間